

平成20年8月8日

投資主各位

大阪市北区茶屋町19番19号  
阪急リート投資法人  
執行役員 山川 峯夫

## 第4回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第4回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、本投資主総会に当日ご出席願えない場合は、後記投資主総会参考書類をご検討下さいまして、お手数ながら同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成20年8月27日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、現行規約第15条第1項において、「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす」旨を定めております。

したがいまして、本投資主総会に当日ご出席いただかず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成したものとみなされ、投資主様の議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますのでご留意願います。

敬 具

記

1. 日 時：平成20年8月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所：大阪市北区角田町8番47号  
阪急グランドビル 26階会議室  
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）
3. 投資主総会の目的である事項：

### 決 議 事 項

- |       |              |
|-------|--------------|
| 第1号議案 | 規約一部変更の件     |
| 第2号議案 | 執行役員1名選任の件   |
| 第3号議案 | 補欠執行役員1名選任の件 |
| 第4号議案 | 監督役員2名選任の件   |
| 第5号議案 | 補欠監督役員1名選任の件 |

以 上

- 
- ◎本投資主総会に当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
  - ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である阪急リート投信株式会社による「運用状況報告会」を開催する予定です。
  - ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する場合の周知方法  
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人ホームページ (<http://www.hankyu-reit.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承下さい。
  - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 規約一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行による、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）その他投資法人に関わる法令が整備・改正されたこと等に伴い、参照条文、語句等の整理を行うものであります。（現行規約第3条、第4条、第13条、第22条、第29条第2項第4号、第5号、第6号、第3項第2号、第3号、第4号、第4項第5号、第6号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第30条、第32条第1項第2号、第3号、第6号、第7号、第8号、第2項柱書、第2号、第34条第3項、第36条第1号①、第37条、第40条第1項、第41条、第11章、別紙関係）
- (2) 平成19年の税制改正にて租税特別措置法第67条の15第9項以下が削除されたことにより、特定目的会社の優先出資証券の全部を取得した場合の除外規定が廃止されたことに伴い、該当条文を削除するものであります。（現行規約第28条第2項関係）
- (3) 租税特別措置法施行令が改正され、投資法人に係る課税の特例適用を受けるための要件の一つである借入先の定義が変更される等の改正があったことに伴い、当該定義の変更その他必要な字句の修正を行うものであります。（現行規約第34条第3項関係）
- (4) 平成20年の税制改正にて租税特別措置法施行令第39条の32の3第7項が改正されたことにより、利益配当等を損金に算入する要件の一つである借入先の定義が変更される等の改正があったことに伴い、当該定義の変更その他必要な字句の修正を行うものであります。（現行規約第34条第3項関係）
- (5) デリバティブ取引の資産評価の際に、特例処理を適用するために必要となる要件を明確化するための修正を行うものであります。（現行規約第32条第1項第6号関係）
- (6) その他、字句の修正を行うとともに、条文の整備等のために所要の変更を行うものであります。（現行規約第1条、第2条、第5条第2項、第3項、第12条、第14条、第16条、第18条、第20条、第23条第1項、第24条、第25条、第29条第5項第3号、第32条第1項柱書、第34条第1項、第36条第1号②、第3号、第38条、別紙関係）

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 本投資法人は、阪急リート投資法人(以下「<u>本投資法人</u>」という。)と称し、英文ではHankyu REIT, Inc. と表示する。</p> <p>(目的) 第 2 条 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。以下「<u>投信法</u>」という。)に基づき、投資法人の資産を主として特定資産(投信法第 2 条第 1 項に<u>掲げる</u>資産をいう。以下同じ。)に対する投資として運用することを目的とする。</p> <p>(本店の所在する場所) 第 3 条 本投資法人は、本店を大阪市に置く。</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 本投資法人は、阪急リート投資法人と称し、英文ではHankyu REIT, Inc. と表示する。</p> <p>(目的) 第 2 条 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。以下「<u>投信法</u>」という。)に基づき、投資法人の資産を主として特定資産(投信法第 2 条第 1 項に<u>規定する特定</u>資産をいう。以下同じ。)に対する投資として運用することを目的とする。</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 本投資法人は、本店を大阪市に置く。</p> <p>(公告方法) 第 4 条 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 投資口 (発行可能投資口総口数)</p> <p>第5条 [条文省略]</p> <p>2. 本投資法人が発行する投資口の発行金額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行金額の占める割合は、100分の50を超えることとする。</p> <p>3. 本投資法人は、発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得て、その発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができるものとする。募集投資口(当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。)1口当たりの発行金額は、発行日毎に均等に定めるものとし、本投資法人の保有する資産(以下「運用資産」という。)の内容に照らし公正な金額として執行役員が決定し、役員会が承認する金額とする。</p> <p style="text-align: center;">[条文省略]</p> <p style="text-align: center;">第3章 投資主総会 [条文省略]</p> <p>(決議方法)</p> <p>第12条 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合のほか、出席した投資主の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 投資口 (発行可能投資口総口数)</p> <p>第5条 [現行どおり]</p> <p>2. 本投資法人が発行する投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えることとする。</p> <p>3. 本投資法人は、発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得て、その発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができるものとする。募集投資口(当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。)1口当たりの発行価額は、発行日毎に均等に定めるものとし、本投資法人の保有する資産(以下「運用資産」という。)の内容に照らし公正な金額として執行役員が決定し、役員会が承認する金額とする。</p> <p style="text-align: center;">[現行どおり]</p> <p style="text-align: center;">第3章 投資主総会 [現行どおり]</p> <p>(決議方法)</p> <p>第12条 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、出席した投資主の議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主を代理人として、議決権を行使することができる。但し、投資主又は代理人に選任された投資主は、投資主総会毎にその代理権を証する書面を予め本投資法人に提出しなければならない。</p> <p>(書面による議決権の行使)</p> <p>第14条 [条文省略] [新設]</p> <p>2. 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p> <p>[条文省略]</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主<u>1名</u>を代理人として、<u>その議決権</u>を行使することができる。但し、<u>当該投資主</u>又は代理人に選任された投資主は、投資主総会毎にその代理権を証する書面を予め本投資法人に提出しなければならない。</p> <p>(書面又は電磁的方法による議決権の行使)</p> <p>第14条 [現行どおり]</p> <p>2. <u>電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、本投資法人の承諾を得て、法令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により本投資法人に提供して行う。</u></p> <p>3. <u>前2項の規定により書面又は電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</u></p> <p>[現行どおり]</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第16条 決算期(第35条において定義する。以下同じ。)から3か月以内の日を会日とする投資主総会を開催する場合、本投資法人は、直前の決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主とする。</p> <p>2. 前項のほか、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従い予め公告して、一定の日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録投資口質権者としてすることができる。</p> <p style="text-align: center;">[条文省略]</p> <p style="text-align: center;">第4章 役員及び役員会 (役員の数並びに役員会の構成)</p> <p>第18条 本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は2名以上(但し、執行役員の数に1を加えた数以上とする。)とし、<u>執行役員と監督役員</u>(以下「役員」という。)は役員会を構成する。</p> <p style="text-align: center;">[条文省略]</p> <p>(役員任期)</p> <p>第20条 役員任期は、就任後2年とする。但し、補欠又は増員のため選任された役員任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。</p> <p style="text-align: center;">[条文省略]</p>	<p>(基準日)</p> <p>第16条 決算期(第35条において定義する。以下同じ。)から3か月以内の日を会日とする投資主総会を開催する場合、本投資法人は、直前の決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使すること<u>が</u>できる投資主とする。</p> <p>2. 前項の<u>規定にかかわらず</u>、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従い予め公告して、一定の日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使<u>することが</u>できる投資主又は登録投資口質権者としてすることができる。</p> <p style="text-align: center;">[現行どおり]</p> <p style="text-align: center;">第4章 役員及び役員会 (役員の数並びに役員会の構成)</p> <p>第18条 本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は2名以上(但し、執行役員の数に1を加えた数以上とする。)とし、<u>執行役員及び監督役員</u>(以下「役員」という。)は役員会を構成する。</p> <p style="text-align: center;">[現行どおり]</p> <p>(役員任期)</p> <p>第20条 役員任期は、就任後2年とする。但し、<u>補欠として</u>又は増員のため選任された役員任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。</p> <p style="text-align: center;">[現行どおり]</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(役員賠償責任の免除)</p> <p>第22条 本投資法人は、役員が投信法第115条の6第1項の責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員が職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める限度において役員会の決議によって免除することができる。</p> <p>(役員会招集権者及び議長)</p> <p>第23条 役員会は、法令に別段の定めがある場合のほか、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合には役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>[条文省略]</p> <p>(役員会の決議の方法)</p> <p>第24条 役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、その構成員の過半数が出席し、出席者の議決権の過半数をもって決する。但し、決議につき特別の利害関係を有する構成員は、議決に加わることができないものとし、この場合、当該構成員の数は、上記構成員の数に算入しない。</p>	<p>(役員賠償責任の免除)</p> <p>第22条 本投資法人は、役員が投信法第115条の6第1項の責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員が職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める限度において役員会の決議によって免除することができる。</p> <p>(役員会招集権者及び議長)</p> <p>第23条 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合には役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>[現行どおり]</p> <p>(役員会の決議の方法)</p> <p>第24条 役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、その構成員の過半数が出席し、出席者の議決権の過半数をもって決する。但し、決議につき特別の利害関係を有する構成員は、議決に加わることができないものとし、この場合、当該構成員の数は、上記構成員の数に算入しない。</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>(役員会議事録)</p> <p>第25条 役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した役員がこれに署名又は記名押印する。なお、作成した議事録は10年間、本投資法人の本店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">[条文省略]</p> <p style="text-align: center;">第5章 資産運用</p> <p style="text-align: center;">[条文省略]</p> <p>(投資態度)</p> <p>第28条 [条文省略]</p> <p><u>2. 本投資法人は、本投資法人の資産の総額のうちに占める租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号、その後の改正を含む。）第39条の32の3第9項に定義される不動産等の価額の割合として租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号、その後の改正を含む。）第22条の19第4項で定める割合を100分の75以上となるように運用する。</u></p> <p><u>3.</u> [条文省略]</p> <p><u>4.</u> [条文省略]</p> <p><u>5.</u> [条文省略]</p> <p><u>6.</u> [条文省略]</p>	<p>(役員会議事録)</p> <p>第25条 役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した役員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。なお、作成した議事録は10年間、本投資法人の本店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">[現行どおり]</p> <p style="text-align: center;">第5章 資産運用</p> <p style="text-align: center;">[現行どおり]</p> <p>(投資態度)</p> <p>第28条 [現行どおり]</p> <p style="text-align: center;">[削除]</p> <p><u>2.</u> [現行どおり]</p> <p><u>3.</u> [現行どおり]</p> <p><u>4.</u> [現行どおり]</p> <p><u>5.</u> [現行どおり]</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(資産運用の対象とする特定資産の種類) 第29条 [条文省略]</p> <p>2. 不動産等とは次に掲げるものをいう。</p> <p>[条文省略]</p> <p>(4) 次に掲げるものを信託する信託の受益権 (<u>有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号、その後の改正を含む。以下「投信法施行令」という。)</u> 第3条第1号において定義される意味を有する。以下同じ。)に該当するものを除く。)</p> <p>[条文省略]</p> <p>(5) 当事者の一方が相手方の行う上記第(1)号から第(4)号までに掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分(以下「匿名組合出資持分」という。)</p> <p>(6) <u>金銭の信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)</u>であって、信託財産を主として匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とするもの</p> <p>3. 不動産対応証券とは、裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるものをいう。</p> <p>[条文省略]</p> <p>(2) 受益証券 投信法第2条第12項に定める受益証券</p>	<p>(資産運用の対象とする特定資産の種類) 第29条 [現行どおり]</p> <p>2. 不動産等とは次に掲げるものをいう。</p> <p>[現行どおり]</p> <p>(4) 次に掲げるものを信託する信託の受益権 (<u>受益証券が発行されている場合を含む。)</u>)</p> <p>[現行どおり]</p> <p>(5) 当事者の一方が相手方の行う上記第(1)号から第(4)号までに掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生ずる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分(以下「匿名組合出資持分」という。)</p> <p>(6) 金銭の信託の受益権であって、信託財産を主として匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とするもの (<u>受益証券が発行されている場合を含む。)</u>)</p> <p>3. 不動産対応証券とは、裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるものをいう。</p> <p>[現行どおり]</p> <p>(2) 受益証券 投信法第2条第7項に定める受益証券</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(3) 投資証券 投信法第2条第<u>22</u>項に定める投資証券</p> <p>(4) 特定目的信託の受益証券 資産流動化法第2条第15項に定める特定目的信託の受益証券（前項第(4)号又は第(5)号に掲げる資産に投資するものを除く。）</p> <p>4. 本投資法人は、前2項に掲げる資産を主要投資対象とするほか、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p style="text-align: center;">[条文省略]</p> <p>(5) 特別の法律により法人の発行する債券（<u>証券</u>取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。以下「<u>証券</u>取引法」という。）第2条第1項第3号で定めるものをいう。）</p> <p>(6) 資産流動化法に規定する特定社債券（<u>証券</u>取引法第2条第1項第<u>3</u>号の<u>2</u>で定めるものをいう。）</p> <p style="text-align: center;">[条文省略]</p> <p>(8) コマーシャル・ペーパー（<u>証券</u>取引法第2条第1項第<u>8</u>号で定めるものをいう。）</p> <p>(9) 投資法人債券（投信法第2条第<u>25</u>項に定めるものをいう。）</p> <p>(10) オプションを表示する証券又は証書（<u>証券</u>取引法第2条第1項第<u>10</u>号の<u>2</u>で定めるものをいう。）</p> <p>(11) 貸付債権信託受益証券（<u>証券</u>取引法第2条第2項第1号で定めるものをいう。）</p>	<p>(3) 投資証券 投信法第2条第<u>15</u>項に定める投資証券</p> <p>(4) 特定目的信託の受益証券 資産流動化法第2条第15項に定める特定目的信託の受益証券（前項第(4)号又は第(6)号に掲げる資産に投資するものを除く。）</p> <p>4. 本投資法人は、前2項に掲げる資産を主要投資対象とするほか、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p style="text-align: center;">[現行どおり]</p> <p>(5) 特別の法律により法人の発行する債券（<u>金融商品</u>取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。以下「<u>金融商品</u>取引法」という。）第2条第1項第3号で定めるものをいう。）</p> <p>(6) 資産流動化法に規定する特定社債券（<u>金融商品</u>取引法第2条第1項第<u>4</u>号で定めるものをいう。）</p> <p style="text-align: center;">[現行どおり]</p> <p>(8) コマーシャル・ペーパー（<u>金融商品</u>取引法第2条第1項第<u>15</u>号で定めるものをいう。）</p> <p>(9) 投資法人債券（投信法第2条第<u>18</u>項に定めるものをいう。）</p> <p>(10) オプションを表示する証券又は証書（<u>金融商品</u>取引法第2条第1項第<u>19</u>号で定めるものをいう。）</p> <p>(11) 貸付債権信託受益証券</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(12) 金銭債権（<u>投信法施行令第3条第11号</u>で定めるものをいう。）</p> <p>(13) <u>金融先物取引等（投信法施行令第3条第13号で定めるものをいう。）に係る権利</u></p> <p>(14) <u>金融デリバティブ取引（投信法施行令第3条第14号で定めるものをいう。）に係る権利</u></p> <p>(15) <u>金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。）</u>であつて、信託財産を前各号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とするもの</p> <p>5. 本投資法人は、不動産等への投資にあたり、必要がある場合には、以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p style="text-align: center;">[条文省略]</p> <p>(3) その他特定の不動産等に付随する資産で、当該不動産と併せて取得するその他の権利</p>	<p>(12) 金銭債権（<u>投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号、その後の改正を含む。以下「投信法施行令」という。）第3条第7号</u>で定めるものをいう。）</p> <p style="text-align: center;">[削除]</p> <p>(13) <u>デリバティブ取引に係る権利</u>（投信法施行令第3条第2号で定めるものをいう。）</p> <p>(14) 金銭の信託の受益権であつて、信託財産を前各号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とするもの（<u>受益証券が発行されている場合を含む。</u>）</p> <p>5. 本投資法人は、不動産等への投資にあたり、必要がある場合には、以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p style="text-align: center;">[現行どおり]</p> <p>(3) その他特定の不動産等に付随する資産で、当該不動産等と併せて取得するその他の権利</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(投資制限)</p> <p>第30条 本投資法人は、前条第4項第(3)号から第(11)号までに定める有価証券及び第(12)号に定める金銭債権について、積極的な運用益の取得を目指した投資を行わないものとし、安全性、換金性を重視して投資を行うものとする。</p> <p>2. 本投資法人は、前条第4項第(13)号及び第(14)号に定める<u>金融先物取引等、金融デリバティブ取引に係る権利</u>への投資を、本投資法人に係る負債から生じる為替リスク、金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。</p> <p>3. 投資対象となる不動産等及び不動産対応証券の裏付けとなる不動産は国内不動産に限定する。</p> <p style="text-align: center;">[条文省略]</p>	<p>(投資制限)</p> <p>第30条 本投資法人は、前条第4項第(3)号から第(11)号まで及び<u>第(14)号に定める有価証券並びに第(12)号に定める金銭債権</u>について、積極的な運用益の取得を目指した投資を行わないものとし、安全性、換金性を重視して投資を行うものとする。</p> <p>2. 本投資法人は、前条第4項第(13)号に定めるデリバティブ取引に係る権利への投資を、本投資法人に係る負債から生じる為替リスク、金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。</p> <p>3. 投資対象となる不動産 (<u>不動産を除く不動産等及び不動産対応証券の裏付けとなる不動産を含む。</u>) は国内不動産に限定する。</p> <p style="text-align: center;">[現行どおり]</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 資産評価 (資産評価の方法、基準、基準日)</p> <p>第32条 本投資法人の資産評価の方法は、<u>以下のとおり運用資産の種類毎に定める。</u></p> <p style="text-align: center;">[条文省略]</p> <p>(2) 第29条第2項第(4)号から第(6)号までに定める信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分信託財産又は匿名組合の構成資産が不動産の場合は前号に従った評価を、その他の資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に従った評価をした上で、これらの合計額から信託負債の額又は匿名組合の負債合計額を控除して、信託の受益権の持分相当額又は当該匿名組合出資持分相当額を算定した価額とする。</p> <p>(3) 第29条第3項に定める不動産対応証券 当該不動産対応証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（取引所における取引価格、<u>証券業協会</u>等が公表する価格、これらに準じて随時、売買換金等を行うことのできる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）を用いるものとする。市場価格がない場合には取得価格で評価することができるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 資産評価 (資産評価の方法、基準、基準日)</p> <p>第32条 本投資法人の資産評価の方法は、<u>運用資産の種類毎に定めるものとし、原則として以下のとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;">[現行どおり]</p> <p>(2) 第29条第2項第(4)号から第(6)号までに定める信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分信託財産又は匿名組合の構成資産が不動産の場合は前号に従った評価を、その他の資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に従った評価をした上で、これらの合計額から信託負債の額又は匿名組合の負債合計額を控除して、信託の受益権の持分相当額又は当該匿名組合出資持分相当額を算定した価額とする。</p> <p>(3) 第29条第3項に定める不動産対応証券 当該不動産対応証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（取引所における取引価格、<u>金融商品取引業協会</u>等が公表する価格、これらに準じて随時、売買換金等を行うことのできる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）を用いるものとする。市場価格がない場合には取得価格で評価することができるものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">[条文省略]</p> <p>(6) 第29条第4項第(13)号及び第(14)号に定める<u>金融先物取引等、金融デリバティブ取引に係る権利</u></p> <p>取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、当該取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））を用いる。同日において最終価格がない場合には同日前直近における最終価格を用いる。取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。公正な評価額を算出することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価格をもって評価する。</p>	<p style="text-align: center;">[現行どおり]</p> <p>(6) 第29条第4項第(13)号に定めるデリバティブ取引に係る権利</p> <p>取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、当該取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））を用いる。同日において最終価格がない場合には同日前直近における最終価格を用いる。取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。公正な評価額を算出することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価格をもって評価する。<u>以上にかかわらず、金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針により、ヘッジ会計の要件を充足するものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとし、さらに金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針により金利スワップの特例処理の要件を満たす取引については、特例処理を適用することができるものとする。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(7) 第29条第4項第(15)号に定める金銭の信託の受益権            一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に従った評価をした上で、これらの合計額から信託負債の額を控除して、信託の受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p> <p>(8) 上記以外の資産            一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に従って評価した価額とする。</p> <p>2. 資産運用報告書等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、以下のように評価するものとする。</p> <p style="text-align: center;">[条文省略]</p> <p>(2) 第29条第2項第(4)号から第(6)号までに定める信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分信託財産又は匿名組合の構成資産が不動産の場合は第(1)号に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に従った評価をした上で、これらの合計額から信託負債の額又は匿名組合の負債合計額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p> <p style="text-align: center;">[条文省略]</p>	<p>(7) 第29条第4項第(14)号に定める金銭の信託の受益権            一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に従った評価をした上で、これらの合計額から信託負債の額を控除して、信託の受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p> <p>(8) 上記以外の資産            一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に従って評価した価額とする。</p> <p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、以下のように評価するものとする。</p> <p style="text-align: center;">[現行どおり]</p> <p>(2) 第29条第2項第(4)号から第(6)号までに定める信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分信託財産又は匿名組合の構成資産が不動産の場合は第(1)号に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に従った評価をした上で、これらの合計額から信託負債の額又は匿名組合の負債合計額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p> <p style="text-align: center;">[現行どおり]</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>第7章 借入れ及び投資法人債の発行 (借入れ及び投資法人債の発行)</p> <p>第34条 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産の着実な成長を目的として、<u>特定資産の取得資金、貸付を行う不動産及び信託受益権に係る信託財産である不動産に係る工事代金、敷金・保証金の返済、分配金の支払、本投資法人の費用の支払、借入金及び投資法人債（短期投資法人債を含む。以下本条において同じ。）の債務の履行を含む債務の返済及び運転資金を</u>使途とし、借入れ又は投資法人債の発行を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">[新設]</p> <p>2. [条文省略]</p>	<p>第7章 借入れ及び投資法人債の発行 (借入れ及び投資法人債の発行)</p> <p>第34条 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産の着実な成長を目的として、借入れ又は投資法人債（<u>短期投資法人債を含む。以下本条において同じ。）の発行を行うことができる。</u></p> <p>2. <u>前項に係る借入れ及び投資法人債の発行により調達した金銭の使途は、特定資産の取得資金、貸付を行う不動産及び信託受益権に係る信託財産である不動産に係る工事代金、敷金・保証金の返済、分配金の支払、本投資法人の費用の支払、借入金及び投資法人債の債務の履行を含む債務の返済及び運転資金とする。但し、短期投資法人債の発行により調達した資金の使途又は目的については、法令に定める範囲に限るものとする。</u></p> <p>3. [現行どおり]</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>3. 資金を借入れる場合、<u>証券取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家からの借入れに限るものとする。</u></p> <p>4. [条文省略] 第8章 計算 [条文省略] (金銭の分配の方針) 第36条 本投資法人は、原則として以下の方針に従って金銭の分配を行う。 (1) 利益の分配 ① 投資主に分配する金銭の総額のうち、<u>投信法第137条第1項に定める利益の金額</u>（以下「<u>分配可能金額</u>」という。）は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に従って計算されるものとする。 ② 分配金額は、原則として<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含む。）第67条の15に規定される本投資法人の配当可能所得</u>（以下「<u>配当可能所得</u>」という。）の金額の100分の90に相当する金額を超えて<u>分配するものとする。</u> なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。 [条文省略]</p>	<p>4. 資金を借入れる場合、<u>金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家（但し、<u>機関投資家（租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含む。以下「<u>租税特別措置法</u>」という。）第67条の15第1項第1号ロ(2)に規定するものをいう。）に限る。</u>）からの借入れに限るものとする。</u></p> <p>5. [現行どおり] 第8章 計算 [現行どおり] (金銭の分配の方針) 第36条 本投資法人は、原則として以下の方針に従って金銭の分配を行う。 (1) 利益の分配 ① 投資主に分配する金銭の総額のうち、<u>投信法第137条第1項に定める利益の金額</u>（以下「<u>分配可能金額</u>」という。）は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に従って計算されるものとする。 ② 分配金額は、原則として<u>租税特別措置法第67条の15に規定される本投資法人の配当可能所得</u>（以下「<u>配当可能所得</u>」という。）の金額の100分の90に相当する金額を超えて<u>本投資法人が決定する金額とする。</u> なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。 [現行どおり]</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(3) 分配金の分配方法  本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3か月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の所有口数に応じて分配する。</p> <p style="text-align: center;">[条文省略]</p> <p style="text-align: center;">第9章 会計監査人  (会計監査人の選任)  第37条 会計監査人は、投資主総会において選任する。  (会計監査人の任期)  第38条 会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2. 会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、その投資主総会において再任されたものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">[条文省略]</p> <p style="text-align: center;">第10章 業務及び事務の委託  (業務及び事務の委託)  第40条 本投資法人は、投信法第198条及び第208条に基づき、資産の運用に係る業務を投資信託委託業者に、また、資産の保管に係る業務を資産保管会社に委託する。</p> <p style="text-align: center;">[条文省略]</p>	<p>(3) 分配金の分配方法  本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3か月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の所有口数又は登録投資口質権の対象たる投資口の口数に応じて分配する。</p> <p style="text-align: center;">[現行どおり]</p> <p style="text-align: center;">第9章 会計監査人  (会計監査人の選任)  第37条 会計監査人は、投資主総会の決議によって選任する。  (会計監査人の任期)  第38条 会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議がされなかったときは、当該投資主総会において再任されたものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">[現行どおり]</p> <p style="text-align: center;">第10章 業務及び事務の委託  (業務及び事務の委託)  第40条 本投資法人は、投信法第198条及び第208条に基づき、資産の運用に係る業務を資産運用会社に、また、資産の保管に係る業務を資産保管会社に委託する。</p> <p style="text-align: center;">[現行どおり]</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(<u>投資信託委託業者</u>に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準)</p> <p>第41条 本投資法人が資産の運用を委託する<u>投資信託委託業者</u>に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準については、別紙に定めるとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">[条文省略] 第11章 附則</p> <p>(<u>短期投資法人債</u>)</p> <p>第43条 <u>証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)第5条の規定の施行の日において、第34条第1項中「及び投資法人債」の次に「(短期投資法人債を含む。以下本条において同じ。)」を加える。</u></p> <p style="text-align: center;">[条文省略]</p> <p>(別紙) 資産運用報酬の額及び支払いに関する基準並びに支払時期 <u>投資信託委託業者</u>に対する資産運用報酬は、運用報酬1乃至4から構成され、それぞれの具体的な額又は計算方法及び支払の時期は以下のとおりとし、<u>投資信託委託業者</u>の指定する銀行口座へ振込の方法により支払われる。</p> <p style="text-align: center;">[条文省略]</p> <p>(運用報酬 2) 本投資法人の各営業期間における分配可能額に応じ、以下の計算式より求められた金額に消費税額を加算した金額とする。</p>	<p>(<u>資産運用会社</u>に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準)</p> <p>第41条 本投資法人が資産の運用を委託する<u>資産運用会社</u>に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準については、別紙に定めるとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">[現行どおり] [削除]</p> <p style="text-align: center;">[削除]</p> <p style="text-align: center;">[現行どおり]</p> <p>(別紙) 資産運用報酬の額及び支払いに関する基準並びに支払時期 <u>資産運用会社</u>に対する資産運用報酬は、運用報酬1乃至4から構成され、それぞれの具体的な額又は計算方法及び支払の時期は以下のとおりとし、<u>資産運用会社</u>の指定する銀行口座へ振込の方法により支払われる。</p> <p style="text-align: center;">[現行どおり]</p> <p>(運用報酬 2) 本投資法人の各営業期間における分配可能額に応じ、以下の計算式より求められた金額に消費税額を加算した金額とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(計算式)          当該営業期間の分配可能額×5.0%（1円未満切捨て）          なお、ここで「分配可能額」とは、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に準拠して計算される運用報酬2控除前の税引前当期純利益に、繰越欠損金があるときはその金額を補填した後の金額とする。          運用報酬2は、本投資法人の当該営業期間の計算書類の役員会承認後1か月以内に支払われるものとする。</p>	<p>(計算式)          当該営業期間の分配可能額×5.0%（1円未満切捨て）          なお、ここで「分配可能額」とは、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に準拠して計算される運用報酬2控除前の税引前当期純利益に、繰越欠損金があるときはその金額を補填した後の金額とする。          運用報酬2は、本投資法人の当該営業期間の計算書類の役員会承認後1か月以内に支払われるものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(運用報酬 3)</p> <p>本投資法人が不動産関連資産を取得した場合において、その取得価格に0.7%の料率を乗じた金額に消費税額を加算した金額とする（1円未満切捨て）。但し、<u>投資信託委託業者</u>の総株主の議決権の過半数を自ら又はその子会社を通じて所有する者（以下本項において「当該株主等」と総称する。）並びに当該株主等の連結子会社及び当該株主等が過半数の出資、匿名組合出資又は優先出資を行っている特別目的会社（以下「関係当事者」という。）から、不動産関連資産を取得した場合は、運用報酬3は、当該不動産関連資産の取得価格に0.5%の料率を乗じた金額とする（関係当事者が、本投資法人に取得させる目的で、関係当事者以外の者から一時的に不動産関連資産を取得し、本投資法人が当該関係当事者から当該不動産関連資産を取得する場合を除く。）。なお、上記の取得価格は、当該不動産関連資産そのものの取得金額のみとし、税金、取得費用、取得報酬等のほか、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分の精算額を含まないものとする。運用報酬3は、本投資法人が当該不動産関連資産を取得した日の属する月の翌月末までに支払われるものとする。</p>	<p>(運用報酬 3)</p> <p>本投資法人が不動産関連資産を取得した場合において、その取得価格に0.7%の料率を乗じた金額に消費税額を加算した金額とする（1円未満切捨て）。但し、<u>資産運用会社</u>の総株主の議決権の過半数を自ら又はその子会社を通じて所有する者（以下本項において「当該株主等」と総称する。）並びに当該株主等の連結子会社及び当該株主等が過半数の出資、匿名組合出資又は優先出資を行っている特別目的会社（以下「関係当事者」という。）から、不動産関連資産を取得した場合は、運用報酬3は、当該不動産関連資産の取得価格に0.5%の料率を乗じた金額とする（関係当事者が、本投資法人に取得させる目的で、関係当事者以外の者から一時的に不動産関連資産を取得し、本投資法人が当該関係当事者から当該不動産関連資産を取得する場合を除く。）。なお、上記の取得価格は、当該不動産関連資産そのものの取得金額のみとし、税金、取得費用、取得報酬等のほか、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分の精算額を含まないものとする。運用報酬3は、本投資法人が当該不動産関連資産を取得した日の属する月の翌月末までに支払われるものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(運用報酬 4)</p> <p>本投資法人が不動産関連資産を譲渡した場合において、その譲渡<u>価額</u>に0.7%の料率を乗じた金額に消費税額を加算した金額とする（1円未満切捨て）。なお、上記の譲渡<u>価額</u>は、当該不動産関連資産そのものの譲渡金額のみとし、税金、譲渡費用、譲渡報酬等のほか、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分の精算額を含まないものとする。運用報酬4は、本投資法人が当該不動産関連資産を譲渡した日の属する月の翌月末までに支払われるものとする。</p>	<p>(運用報酬 4)</p> <p>本投資法人が不動産関連資産を譲渡した場合において、その譲渡<u>価格</u>に0.7%の料率を乗じた金額に消費税額を加算した金額とする（1円未満切捨て）。なお、上記の譲渡<u>価格</u>は、当該不動産関連資産そのものの譲渡金額のみとし、税金、譲渡費用、譲渡報酬等のほか、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分の精算額を含まないものとする。運用報酬4は、本投資法人が当該不動産関連資産を譲渡した日の属する月の翌月末までに支払われるものとする。</p>

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員山川峯夫は、平成20年12月3日をもって任期満了となりますが、平成20年8月31日をもって一旦辞任したい旨の申出があったため、あらためて平成20年9月1日付で執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、執行役員選任に関する本議案は、平成20年7月18日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴
やま かわ みね お 山川 峯夫 (昭和19年5月4日)	昭和42年4月 京阪神急行電鉄株式会社（現阪急阪神ホールディングス株式会社）入社
	平成3年6月 阪急園芸株式会社（現株式会社クリエイティブ阪急）出向
	平成7年6月 株式会社森組出向 常務取締役
	平成10年6月 同 専務取締役
	平成13年6月 同 取締役副社長
	平成14年6月 株式会社コマ・スタジアム出向 専務取締役
	平成16年3月 阪急リート投信株式会社 代表取締役社長（非常勤）
	平成16年6月 同 代表取締役社長（現在）
	平成16年12月 阪急リート投資法人 執行役員（現在）
	平成19年10月 阪急リート投信株式会社 内部監査部長（現在）

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している阪急リート投信株式会社の代表取締役を兼任しております。その他、上記執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しております。



### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

補欠執行役員白木義章の選任に係る決議は、本投資主総会の開始の時をもって効力を失うことから、執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらためて補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

補欠執行役員選任に関する本議案は、平成20年7月18日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴
<small>しら き よし あき</small> 白 木 義 章 (昭和31年10月7日)	昭和54年4月 阪急電鉄株式会社（現阪急阪神ホールディングス株式会社）入社
	平成3年4月 同 経理部財務企画課調査役
	平成7年6月 同 経営管理室調査役
	平成13年4月 同 グループ政策推進室調査役
	平成13年6月 株式会社阪急交通社出向
	国際輸送事業本部企画室調査役
	平成14年6月 同 取締役兼執行役員社長室長
	平成15年10月 同 取締役兼執行役員
	平成16年5月 阪急リート投信株式会社 取締役（非常勤）
	平成16年6月 同 出向 取締役業務管理部長
	平成18年10月 阪急リート投資法人 補欠執行役員（現在）
	平成18年12月 阪急リート投信株式会社 取締役業務部長
平成19年4月 同 取締役（現在）	

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員宇多民夫及び堀之内清孝は、平成20年12月3日をもって任期満了となりますが、平成20年8月31日をもって一旦辞任したい旨の申出があったため、あらためて平成20年9月1日付で監督役員2名の選任をお願いするものであります。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略 歴
1	うだ たみ お 宇多民夫 (昭和20年3月31日)	昭和49年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 関西法律特許事務所入所 昭和52年10月 原田・宇多法律事務所設立(現在) 平成10年4月 大阪弁護士会副会長 平成16年12月 阪急リート投資法人 監督役員(現在) 平成17年4月 大阪府建設工事紛争審査会委員(現在)
2	ほりの うち きよ たか 堀之内清孝 (昭和26年1月2日)	昭和49年10月 監査法人日本橋事務所入所 昭和50年10月 監査法人朝日会計社(現あずさ監査法人)入社 昭和53年9月 公認会計士登録 昭和54年5月 税理士登録 昭和62年1月 堀之内会計事務所開設(現在) 平成16年12月 阪急リート投資法人 監督役員(現在) 平成18年6月 株式会社ヒシモト 監査役(現在)

- ・上記監督役員候補者両名は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者両名と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者両名は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・上記監督役員候補者宇多民夫は、原田・宇多法律事務所の所長であります。
- ・上記監督役員候補者堀之内清孝は、堀之内会計事務所の所長であります。

### 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いするものであります。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略	歴
と な つね あき 戸 奈 常 光 (昭和15年10月30日)	昭和40年4月	ロービングムアンドラッキー会計事務所入所
	昭和49年7月	監査法人大和会計事務所(現あずさ監査法人)入所
	平成17年7月	戸奈公認会計士事務所開設(現在)

- ・ 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を1口所有しております。
- ・ 上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 上記補欠監督役員候補者は、戸奈公認会計士事務所の所長であります。

### 参考情報

本投資主総会に提出される議案のうちに、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも投信法第93条第1項及び本投資法人の現行規約第15条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以 上

